

議案第 5 2 号

あきる野市学童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 7 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

学童クラブのおやつ代については、児童本人が金銭を管理することによって生じるリスクを避けるとともに、集金に係る事務の効率化を図るため、おやつ代の現金取扱いを廃止し、学童クラブの育成料に含むものとすることから、規定を整備する必要がある。

あきる野市学童クラブ条例の一部を改正する条例

あきる野市学童クラブ条例（平成 2 0 年あきる野市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「3, 0 0 0 円」を「4, 2 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。